

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第四十一条の規定による平成二十七年狩猟免許試験並びに法第五十一条の規定による平成二十七年狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」といいます。）及び講習を次のとおり実施します。

平成二十七年四月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

1 狩猟免許試験の日時、場所及び対象者

試験日時	試験区分		場 所	対 象 者
平成二十七年 六月二十一日 （日）及び同 年九月六日（ 日） 午前九時三十 分から午後四 時まで	適性試験	知識試験	橿原市常盤町 六〇五の五 橿原総合庁舎	新たに狩猟免許を受けようとする 者及び既に受けている狩猟免許と異 なる種の狩猟免許を受けようとする 者（以下「狩猟免許試験対象者」と いいます。）であって奈良県に住所 があるもの
	技能試験			狩猟免許試験対象者のうち適性試 験及び知識試験の合格者であって奈 良県に住所があるもの

2 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

検査及び講習の日時	場 所	対 象 者
平成二十七年六月四日（ 木） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡大淀町大字桧垣本二〇九 〇 大淀町文化会館 視聴覚室	平成二十四年度 に受けた狩猟免許 を更新しようとし る者であって奈良

平成二十七年六月十日（水） 午前九時三十分から午後十二時三十分まで	葛城市寺口一〇九六 奈良県社会教育センター 大研修室
平成二十七年六月十日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	御所市大字元町三八二の一 御所市中央公民館 大会議室
平成二十七年六月十六日（火） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	吉野郡十津川村大字小原二二五の一 十津川村住民ホール
平成二十七年六月十七日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	五條市本町三丁目一の一三 五條市立中央公民館 大会議室
平成二十七年六月二十五日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	吉野郡上北山村大字河合三三〇 上北山村振興センター 大集会室
平成二十七年六月二十六日（金） 午前九時三十分から午後十二時三十分まで	吉野郡川上村大字迫五九〇の一 川上総合センター 研修室

の
県に住所があるも

平成二十七年七月二日（木） 午前九時三十分から午後十二時三十分まで	宇陀市室生大野一六三七 室生振興センター 研修室
平成二十七年七月二日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	宇陀市榛原高井六一二 たかぎふるさと館 大会議室
平成二十七年七月九日（木） 午前九時三十分から午後十二時三十分まで	奈良市登大路町六の二 奈良県文化会館 集会場A・B
平成二十七年七月九日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	奈良市登大路町六の二 奈良県文化会館 集会場A・B
平成二十七年七月十六日（木） 午前九時三十分から午後十二時三十分まで	大和郡山市矢田町四五四七 矢田コミュニティ会館 集会室
平成二十七年七月十六日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	大和郡山市矢田町四五四七 矢田コミュニティ会館 集会室

平成二十七年七月十七日 (金) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	桜井市大字栗殿二〇二 桜井市立中央公民館 視聴覚室
平成二十七年七月二十五 日(土) 午前九時三十分から午後 十二時三十分まで	檀原市常盤町六〇五の五 檀原総合庁舎 会議室一〇一
平成二十七年七月二十五 日(土) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	檀原市常盤町六〇五の五 檀原総合庁舎 会議室一〇一
平成二十七年八月二日(日) 午前九時三十分から午後 十二時三十分まで	高市郡高取町大字吉備一 森林技術センター 林業研修館
平成二十七年八月二日(日) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	高市郡高取町大字吉備一 森林技術センター 林業研修館
平成二十七年八月二十七日(木) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡十津川村大字小原二二五 の一 十津川村住民ホール

平成二十七年八月二十八日（金） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	高市郡高取町大字吉備一 森林技術センター 林業研修館	
---------------------------------------	----------------------------------	--

二 試験、適性検査及び講習の内容

1 試験

狩猟に関する適性、技能及び知識について次のとおり行います。

- (一) 適性試験
- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力
- (二) 技能試験

次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行います。

狩猟免許の種類	網猟免許	わな猟免許
課 題	一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」といいます。）第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 省令第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。

	第一種 銃猟免許	三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に 行うこと。
	第二種 銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用い ないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に 行うこと。

(三) 知識試験

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- (2) 猟具に関する知識
- (3) 鳥獣に関する知識
- (4) 鳥獣の保護管理に関する知識

2 適性検査

(一) 視力

- (二) 聴力
- (三) 運動能力

3 講習

- (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- (二) 猟具
- (三) 鳥獣
- (四) 鳥獣の保護管理

三 試験、適性検査及び講習の申請手続

1 申請

狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（一般社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付する用紙を使用すること。）一通に次に掲げる書類を添付してください。

- (一) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（申請者が当該許可を現に受けている場合に限ります。）

- (二) 法第四十条第二号から第四号までに該当しないことの医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。） 一通

- (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

- (四) 住民票抄本 一通

2 申請期限

受けようとする試験、適性検査及び講習の各期日の十日前までとします。

3 申請書の提出先

奈良市内侍原町六の一 奈良県林業会館内
一般社団法人奈良県猟友会

4 手数料

- (一) 法第四十九条第一号に規定する者に係るもの 三、九〇〇円
- (二) 法第五十一条第一項に規定する者に係るもの 二、九〇〇円
- (三) その他に係るもの 五、二〇〇円

四 その他

1 試験、適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してください。

2 駐車場の用意はしませんので公共交通機関をご利用ください。

3 試験、適性検査及び講習に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

奈良県農林部森林整備課鳥獣保護係（〇七四二―二七―七四八〇）

一般社団法人奈良県猟友会（〇七四二―二六―八一二五）